災害映像撮影用カメラの運用開始について

**　比企広域消防本部では、災害現場での情報共有や事後の検証教育に活用するため、災害映像撮影用カメラの運用を開始します。**

　災害を撮影した映像に個人情報を含む場合がありますが、撮影した映像については適正に管理し、災害活動後の検証・教育などに活用していきます。
　また、撮影により消防力が低下することの無いよう、ハンズフリーで撮影をできる機器を採用しております。
　住民の皆様には、本事業へのご理解・ご協力をお願いいたします。

①現場映像伝送装置

②ウェアラブル（ヘッド）カメラ

問い合わせ先
比企広域消防本部　警防課
0493－23－2267